

主治医殿

学校法人東京中華学校
校長 劉 劍 城

小学・中学・高校 _____ 年 _____ 組 _____ 番

児童・生徒氏名 _____ 生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者が貴院にて加療中でしたが、伝染のおそれがないと認められましたら、以下に証明をお願い致します。

治 癒 証 明 書

病名 _____

罹患期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

*特記事項 (連絡事項・注意事項などがありましたらご記入ください)

[_____]

上記疾患により当院にて加療中でしたが、伝染の恐れがないと認め、登校を許可致します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

医師名 _____ (印)

*以下には何も記入しないでください。

出席停止期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

校長印	教務印	担任印	保健室印

【出席停止の伝染病】

伝染病登校基準が下記のとおり学校保健法によって決められていますので、これらの病気にかかった場合は伝染の防止と健康回復のために休養し、下記の基準に合わせて、登校してください。

種別	伝染病の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ベスト、マールブルク病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで *左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び新感染症は第一種の伝染病とみなす。
第二種	以下の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認められた時は、このかぎりではない。	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（N5N1）を除く。）	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで。
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）	主要症状が消退した後 2 日間を通過するまで
	結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157,026,0111 等）腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 *その他の伝染病	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで *学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐために必要に応じて学校長が第三種の伝染病として措置をとることが出来る疾患

→ 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ベルパンギナ（夏かぜ）、肺炎（マイコプラズマ感染症など）、感染性胃腸炎（ノロ、ノタウイルス）、流行性嘔吐下痢症、帯状発疹（ヘルペス）など

この用紙は、担任または保健室からご家庭にお渡します。

裏面の書類に病院で記入していただき、登校許可がでましたら、登校再開時に担任に提出してください、ご不明な点は保健室にお問い合わせください。